

検討のポイント

5 市民の権利と責務

- ・ 納税の義務を規定するか
- ・ 行政サービスを等しく受ける権利を規定するか
- ・ 参画にあたっての自らの発言と行動に責任を持つという規定を入れるか

6 事業者の責務

- ・ 「前条に規定する市民の責務を果たすとともに」の部分を削除するか

7 議会の責務

- ・ 議会基本条例について言及するか
- ・ 議員の責務について規定するか

8 執行機関の責務 9 市長の責務

- ・ 「長期的視点でまちづくりに取り組む」ことを市長の責務として規定するか
- ・ 執行機関の責務と市長の責務の整理

10 職員の責務

- ・ 「柔軟の対応する」という表現を削除するか
- ・ 「職員が市民の負託に応える」という表現について

11 総合計画等

- ・ 「市」を「執行機関」に改めることについて

12 行政評価

- ・ 外部評価の実施を規定するか
- ・ 行政評価（外部評価）条例の規定について言及するか

14 健全な財政運営

- ・ 「常に財源確保の方策を工夫」することを規定する

17 危機管理

- ・ 項目の削除について（自治基本条例に位置づけるべき項目かどうか）

18 情報の公開と共有

- ・ 市が保有する情報の「積極的な公開」について規定するか
- ・ 「市及び市民それぞれが保有する情報の共有」について

1 9 個人情報保護の保護

- ・解説文において今後の適正な情報管理について言及すべきか

2 0 説明・応答責任

- ・市の応答責任については、2 4 意見・要望・苦情への対応に包括できるか

2 1 参加・協働の推進

- ・市民活動への市の支援は「自主性を損なうものであってはならない」という表現を規定するか
- ・「参加」と「参画」の整理

2 2 審議会等

- ・「委嘱」を「選任」にするか
- ・解説の中に委員の男女の均衡に配慮することを記載するか

2 3 自治会及び地域コミュニティ

- ・コミュニティと地域コミュニティについて

2 4 意見・要望・苦情への対応

- ・「迅速な対応」の規定について

2 5 市民意見提出制度

- ・協働の推進の項目の次に規定するか

2 6 住民投票

- ・住民投票の目的を明らかにすること、その結果を尊重することを規定するか

2 8 国際社会との交流と連携

- ・項目を削除するか

2 9 北本市自治基本条例推進委員会

- ・委員会の名称

3 0 条例の検討及び見直し

- ・委員会を毎年開催することへの言及について

0 0 環境との調和と共生

- ・みどりに関する項目についてどのように扱うか